

報道関係者各位

令和7年7月16日

予定価格の誤表示等による落札決定の取り消しについて

舞鶴市が発注しました「舞鶴文化公園体育館剣道場他空調設備設置工事」の一般競争入札において、事前に公表していましたが、予定価格の表示に誤りがあったことが判明しました。さらに入札への参加資格の認定を申請者に通知する「入札参加資格確認通知書」の記載内容が、入札参加方法によって異なっていたことが重なり、当該工事の競争入札につきまして、公平な執行がなされなかったものと判断し、既発出の落札決定を取り消し、再入札を実施いたしますので、報告いたします。

1 入札の執行状況

- (1) 工事名 舞鶴文化公園体育館剣道場他空調設備設置工事
- (2) 発注担当課 資産マネジメント推進課
契約担当課 契約課
- (3) 発注方法 条件付き一般競争入札
- (4) 対象業者 令和7年度舞鶴市建設工事競争入札参加資格者のうち、「管工事」のA等級に認定されている者
- (5) 経過
5月14日(水) 公告を発出し、参加者を募る
5月20日(火)～21日(水) 6者から入札への参加申請が提出される
5月22日(木) 全6者の参加資格を確認。「入札参加資格確認通知書」を発出
5月29日(木) 開札(落札決定通知を発出)
5月30日(金) 入札結果の公表を見た入札参加者からの指摘で、市は予定価格の誤表示を認識

2 誤りの内容

- (1) 公告文に誤った予定価格を表示
誤って表示した予定価格(概算設計額) 77,580,000円
正しい予定価格 77,020,000円
- (2) 入札参加資格確認通知書の記載内容が入札参加方法によって異なった

入札参加方法	記載内容
▽電子入札による参加	正しい予定価格を表示。
▽紙入札による参加	予定価格の記載なし。

※上表の状況から、紙入札による参加者は、入札結果の公表まで、正しい予定価格を知ることが出来なかった(公平な競争入札ではなかった)と考えられます。

3 入札執行の流れとその過程における誤りの原因

(1) 通常の入札執行の流れ【別紙1（フロー図）】

- ①～③ 資産マネジメント推進課で起工準備
- ④⑤ 契約課で執行依頼を受け、執行準備を開始
- ⑧～⑮ 資産マネジメント推進課と契約課で資料の確認作業
- ⑯～⑳ 公告と参加や質問受付
- ㉑㉒ 入札参加者の決定。入札書受付
- ㉓㉔ 開札とその結果公表

(2) 誤りが発生した箇所とその原因【別紙2（フロー図）】

▼公告文に誤った予定価格を表示したことについて

原因1 システム入力情報取り扱いにおける認識不足 【別紙2の①、②、⑦】

契約管理システムの概算設計額欄に入力した金額①が、公告の予定価格欄に反映されるという認識が資産マネジメント推進課の担当者に不足しており、市長決裁を受けるにあたって設計額が「概算」から「確定」に変わった②のタイミングでシステムのデータを更新せず、⑦のタイミングで更新した際にその旨を契約課に連絡していませんでした。

原因2 最新情報を使用する意識の不足 【別紙2の⑤、⑫】

契約課の職員が公告文を作成した日⑫は、⑤でシステムからデータを取り出してから数日が経過していました。ここで最新の情報を使用するという意識が不足していました。

原因3 契約管理システムの不備 【別紙2の④、⑤、⑦】

契約課が入札執行依頼の受付を締め切った④の後も、資産マネジメント推進課の担当者がシステムデータを更新できる状態にあったため、⑤で抽出した後に⑦で契約管理システムの設計額の書き換えを発生させてしまいました。

原因4 チェック体制の不備 【別紙2の⑧、⑨、⑭、⑮】

入札参加者名簿の確認から公告文の起案に至るまでに、誰が何をチェックするというチェックシートがなく、関係者それぞれが果たすべき役割が明確ではありませんでした。

▼入札参加資格確認通知書の記載内容が入札参加方法によって異なったことについて

原因5 電子入札システムの機能に関する理解不足 【資料3、資料4】

市としては、公告文で予定価格を表示しているので、入札参加資格確認通知書で改めて表記する必要はないと考えていました（資料4：紙入札者への様式）が、電子入札システムの機能により、電子入札者への様式（資料3）では自動で表示されるという認識が不足していた中で、契約課が㉑の起案を行い、資産マネジメント推進課が㉒の合議を行っていました。

4 本工事における競争入札の取り扱い

今回の事案は、公告における予定価格の誤表示に加え、入札参加方法によって入札参加資格確認通知書に記載する内容が異なっていた状況が重なったことで、紙入札者は入札結果の公表まで正しい予定価格を知る機会がなかったことから、本入札は競争入札の前提となるべき条件の公平性を損なうものであったと判断しました。よって、発出済の落札決定を取り消して「再入札」を実施します。

5 再発防止策【別紙3（フロー図）】

本件は、市の事務手続きのミスによって発生したものです。何ら落ち度がない落札決定通知を受けられた業者様、本入札に参加された皆様に、大変なご迷惑をおかけしましたことを重く受け止め、このようなことを二度と発生させないよう次の内容を速やかに実施し、再発防止を徹底してまいります。

- (1) 契約管理システム更新ルールの徹底と関係課間の連携強化
入札執行依頼の締切後は、システムへの入力そのものが物理的にできないよう、運用を改めます。
- (2) 通知書発行における多重チェックの導入
起案にあたり、最新の情報の使用を徹底してまいります。万が一、事務ミスが起きたとしても、これを発見できるよう、起案時（合議時）のチェックシートを作成します。
- (3) 入札方法の違いによる情報量の不均衡の是正
紙入札による参加者には電子入札参加者へ送付する様式の写しを添付し、すべての入札参加者が同じ情報を得られるようにします。
- (4) 職員研修の実施
職員研修を実施し、適正な情報の管理と伝達、チェック体制の再構築について、改めて周知・徹底してまいります。

 SDGs未来都市	舞鶴市 契約課（担当：工原） 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044 TEL:0773-66-1065、 FAX：0773-62-9894 E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp	舞鶴市資産マネジメント推進課 （担当：松尾） TEL:0773-66-1062、 FAX：0773-62-5099 E-mail:eizen@city.maizuru.lg.jp
---	--	---